

答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 5月20日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市〇〇区〇〇〇〇に建設を予定しているマンション（以下「本件建物」という。）に係る名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号。以下「中高層条例」という。）に基づく最終の届出図面の各階平面図（以下「本件平面図」という。）の公開請求を行った。
- 2 同月24日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件平面図を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当
本件平面図に記載されている印影（以下「本件印影情報」という。）は、特定の個人が識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。
 - (2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当
本件平面図に記載されている建物の室名は、法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため。
- 3 同月30日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 同年 7月 8日、実施機関は、本件処分に係る行政文書の一部を公開しない理由欄に記載のうち条例第 7条第 1項第 2号の理由にある建物の室名を誤りとし、「建物の間取り、室名」（以下「本件間取り情報」という。）と訂正した。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件平面図は、販売チラシや広告で当然のように公開される図面であり、既に建築確認がなされ確定した図面であるにもかかわらず、法人の内部管理に関する情報として非公開とすることには全く根拠がない。中高層条例において、建築紛争を防止するため、事業者に住民に対する説明義務を課して、住民の十分な理解を得ることを事業者の責務として求めているところ、本件平面図は、建築計画の内容を住民等に説明するにつき、当然周知される基本設計図書に該当する。

(2) 本件建物の容積率は、法定容積率の限度に近いものであり、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に規定する容積率規制違反が疑われる。容積率規制違反の巨大建築物によって、地域の環境が損なわれ支障が生ずるおそれがあることが明らかであり、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当し、公開すべきものに該当する。

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第18条第3項の条項に従えば、著作者からその権利を引き継いだと見られる事業者は、情報公開条例による公開に関しあらかじめ同意したものとみなされる。したがって、著作者又はその権利を引き継いだ事業者の著作権に由来する公表権は、情報公開法制に関しては、制限、禁止規定としての意味を失ったものである。

(4) 実施機関は、当該建築士の名義の文書が偽造されるなどの不測の事態が生ずるおそれを本件印影情報の非公開理由に付加している。実施機関は、条例第7条第1項第3号該当性を主張する意図があるかもしれないが、理由の差し替えは許されるべきではない。また、実施機関が主張している偽造のおそれは極めて抽象的なものである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 中高層条例第7条において、各階平面図は公開を前提としていない。また、本件間取り情報は、公開することによって本件建物の販売会社（以下「本件法人」という。）の販売戦略等に影響を及ぼす可能性があるため、当該法人に不利益を与えると認められる。仮に本件法人が将来的に広く公開するとしても、公開する権利は本件法人にあり、実施機関はその権利を侵害することはできない。

2 中高層条例は、建築確認前の手続について定めた条例であり、基準法に違反するかどうかを検証するためのものではない。基準法に違反するか否かは、建築確認と

いう枠組みで担保すべきである。

- 3 本件印影情報は、押印されている文書の真正性を示すものとして使用されていると認められ、また本件平面図に押印している一級建築士は、本件印影情報を業務上関わりのない不特定多数の者に対し広く公開しているとは認められないことから、これを公開すると、当該建築士名義の文書が偽造されるなどの不測の事態が生じるおそれが否定できず、当該個人の社会活動等に関する情報のうち通常他人に知られたくないと思われる。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、条例第7条第1項第1号又は第2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 中高層条例について

中高層条例は、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整並びに共同住宅型集合建築物の建築の計画等に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持するとともに、健全で快適な居住環境の保全及び形成に資することを目的としている。中高層条例第12条第1項及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第3号。以下「中高層規則」という。）第7条は、中高層建築物の建築主が、建築計画及び工事の概要の説明状況等について、各階平面図等を添付して、実施機関に報告することを求めている。

4 建築確認について

基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としており、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。また、基準法第6条第1項及び第6条の2第1項では、一定の規模以上の建築

物を建設するときには、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないと定められている。

そして、建築主事又は指定確認検査機関の確認（以下「建築確認」という。）の処分に不服があるものは、基準法第94条第1項の規定に基づき実施機関に対して審査請求をすることができる定められている。

5 名古屋市建築審査会について

名古屋市建築審査会は、実施機関が任命した7人の委員からなる実施機関の諮問機関であり、基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、実施機関の諮問に対して、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議している。

6 著作権法の公表権について

著作者は、法第18条第1項及び第3項第3号の規定により、著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有する（以下「公表権」という。）が、条例の規定により当該著作物を公衆に提供又は提示する場合には、開示する決定のある時まで別段の意思表示があった場合を除き、公表に同意したものと見なされている。この公表権については、広義の著作権のうち人格的利益を保護する著作者人格権に基づくものであるため、著作者だけが持っている権利であり、譲渡したり、相続したりすることはできない一身専属性のある権利だとされている。

7 条例第7条第1項第2号該当性

(1) 当審査会は、本件平面図のうち本件間取り情報が条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件間取り情報は、本件法人が販売用に建設した本件建物の図面の内容であることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(4) 次に、本件間取り情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件間取り情報は、中高層条例に基づき実施機関に提出された図面であり、当該図面には、詳細な寸法入りの各階の間取り図、非常階段、エレベータの位置等が記載されているため、これらの情報は、法人のノウハウに関する情報に

該当すると認められる。

イ しかし、本件間取り情報と同様の間取りを示した図面は、本件法人自らが現在ウェブサイトで公表していることから、本件間取り情報を公開しても必ずしも本件法人に不利益を与えるものではないとも考えられる。

そこで、本件間取り情報のように、法人のノウハウ等に関する情報については、民間企業等の不利益を実施機関で一律で判断するのではなく、当該情報を公開されることにより不利益を被るおそれがあるか否かについて、本件法人に意見を聴取する等の方法により、競争上の利益が損なわれるか否かを判断する必要がある。

ウ 実施機関が、本件法人に対して、本件間取り情報の公開の可否について本件処分後に意見を聴取したところ、公開に反対する旨の回答を得ている。

また、本件法人がウェブサイトで公開している情報については、本件間取り情報とは異なり、寸法線、階段等の共用部分が記載されておらず、本件法人が本件間取り情報について外部に公表しているとは認められない。

したがって、本件間取り情報を公開すると、本件法人の保有する競争上の利益が損なわれると認められ、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

エ また、異議申立人は、基準法に違反する疑いのある本件建物によって地域の環境が損なわれ、支障が生じるおそれがあるため、本件平面図を公開すべきであると主張するので、本件間取り情報の情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書きに該当するか否かについて判断する。

(ア) 本号ただし書きイは、法人等の違法又は不当な事業活動により、市民生活又は環境の保護に支障が生じ、又は生ずるおそれのあるために公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと定められたものである。

(イ) 本件間取り情報は、中高層条例に従って提出された図面であり、当該条例の目的は、良好な近隣関係を保持するとともに健全で快適な居住環境の保全及び形成に資することであり、基準法に違反するか否かは、建築確認で判断すべきものである。

(ウ) 当審査会の調査によると、本件建物の建築確認について、次の事実が認められる。

a 本件建物の建築確認は、平成23年〇月〇日付けで指定確認検査機関により基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認の確認済証の交付を受けていることから、適法な建築物であると認められる。

b また、本件建物の建築確認については、基準法第94条第 1項の規定に基づき名古屋市建築審査会に対して審査請求が提起されていたが、平成23年〇月〇日付けで棄却されている。

c 上記のような状況を踏まえると、本件法人の行為は、基準法に違反する「法人の違法又は不当な事業活動」に該当するとは認められない。

(エ) したがって、本件間取り情報は、法人等の違法又は不当な事業活動に該当するとは認められず、本号ただし書イに該当しないと認められる。

(オ) また、ただし書アは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止等するために公開することが必要であると認められるものを、ただし書ウは、公益上の観点から、特に公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと規定しているが、基準法に基づく建築確認を受けている状況においては、本件間取り情報は、これらの規定には該当しないと認められる。

オ 次に、異議申立人は、法第18条第 3項第 3号に該当し、本件法人は、本件間取り情報の公表権に同意しているとみなされており、本件間取り情報を公開したとしても、本件法人に明らかに不利益を与えないと主張するので、これについて判断する。

(ア) 本件間取り情報は、専門的知識と技能を有する設計者が、設計した本件建物の設計図面であり、法第10条第 1項第 5号の規定にあるように、著作物であると認められる。

また、本件著作物は、本件建物の設計を行った設計会社（以下「本件設計会社」という。）が作成したものと認められ、公表権についても、著作者である本件設計会社が有すると認められる。

(イ) 次に、本件処分時まで、著作者である本件設計会社から法第18条第 3項第 3号に規定する別段の意思表示があったか否かについて検討する。

a 当審査会の調査によると、本件間取り情報の公開に際して、本件設計会社に対して、意見を述べる機会を付与していなかったことが認められる。

b そこで、実施機関が本件設計会社に対して、本件間取り情報の公開の可否について本件処分後に意見を聴取したところ、公開に反対する旨の回答を得ている。

c したがって、本件設計会社から法第18条第 3項第 3号に規定する別段の意思表示があったといえ、本件間取り情報を公開すると、本件設計会社の公表権を侵害し、本件設計会社に明らかに不利益を与えると認められる。

(5) 以上のことから、本件間取り情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

8 条例第 7条第 1項第 1号該当性

次に、本件印影情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件印影情報は、本件設計会社の従業員の印影に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

また、本件印影情報は、文書の真正性を表すものであり、業務上使用している印影であることは認められるが、本件印影情報を不特定多数のものに広く公開されているとは認められない。

したがって、一般人の感受性を基準として判断すれば、本件印影情報は通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) 以上のことから、本件印影情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 6月 9日	諮問書の受理
6月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月 8日	実施機関の弁明意見書を受理
7月12日	異議申立人及び参加人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月10日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理

11月 9日 (第131回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月21日 (第132回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成24年 2月 8日 (第134回審査会)	調査審議
2月27日 (第135回審査会)	調査審議
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
4月23日 (第137回審査会)	調査審議
5月 2日	答申